

[事案 23-96] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 4 月 25 日 和解成立

<事案の概要>

募集人から加入時に説明を受けた満期時支払金額と現在の満期時支払予想額が相違しており、募集人の虚偽の説明などを理由に既払込保険料の返還または満期時の支払金額が掛け金総額を下回らないことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 7 年 7 月、平成 8 年 8 月、平成 10 年 3 月にこども保険に加入したが、以下のとおり募集人より虚偽の説明を受けたことから、既払込保険料の返還または満期時の支払金額が掛け金総額を下回らないようにしてほしい。

- (1) 募集人から契約当初、「損はしない保険です。掛けた金額を割れることはないです」との説明を受け、配当金利率の変動により満期時支払金額が変わる旨の説明は一切なかった。
- (2) 平成 15 年に契約内容の説明を受けた際、満期時支払金額について、手書きで金額を記載したうえで説明を受けたが、平成 20 年 7 月頃に受け取った満期時支払予想額の案内はがきに記載されていた金額とかなり相違していたため、担当者に連絡すると、「解約をしたほうが得です」と言われた。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件契約は、契約者の死亡（高度障害）による育英資金の支払・保険料免除、被保険者の死亡・高度障害に対する保障等を備えた生命保険であり、約款でも満期時受取額について払込保険料相当額を最低保証するものとなっていない。
- (2) 募集人に確認したところ、申立人が主張しているような満期時受取額は払込保険料相当額を下回らないとする説明を行った事実は確認できなかった。
- (3) 契約内容説明書への募集人による書き込みは「満期受取額を書いてほしい」と言われて「育英資金の積立予想額」を記入すべきところを「満期時の保険料累計額」を誤記入してしまったものであり、同時に手交した別の資料を確認すれば容易に誤記入であると判断できるものである。また、その誤記入した金額を満期時に必ず支払うことを約束する意図で書いたものではないことを募集人に確認している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、既払込保険料の返還については、詐欺による取消（民法 96 条）又は錯誤による無効（民法 95 条）の主張、満期時の支払金額が掛け金総額を下回らないようにすることについては、契約内容の変更、あるいは不法行為の主張と解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人及びその妻、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記(1)～(4)の事情を踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であ

ると判断し、指定（外国）生命保険紛争解決機関「業務規程」第34項第1項にもとづき、同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 事情聴取の結果、募集人が前記の虚偽説明をしたか否かについては、当事者双方の発言が対立し、かつ申立人の主張を裏付ける客観的な証拠もなく、申立人の提出した契約内容の説明を受けた書類の記載は、最後の契約の時からも既に5年近く経過した後のものであり、これをもって契約時に虚偽説明をしたと直ちに推認することはできないことから、詐欺による取消は認められない。
- (2) 本件各申込時にどのような設計書等の文書が示されたのかは、申立人においてこれを所持していないことから不明だが、本件約款にはどこにも元本保証と誤解させる記載はなく、従って、この約款に基づき作成されたパンレット等にもかかる記載はないものと推認できる。仮に申立人において、元本保証が契約意思決定の重要な要素であったのであれば、単に募集人の説明のみではなく、当該保証の記載を確認するであろうから、かかる記載を確認せずに元本の保証があると思いついたのであれば、重大な過失があったと言わざるを得ず、民法95条ただし書きにより無効を主張できないことから、既払込保険料の返還を認めることはできない。
- (3) 募集人は、最後の契約後約5年を経過した後、満期時の受取金額について明らかに誤った説明をしているものの、これは事後の説明であり契約の効力には影響がなく、募集人には契約締結権限がないため、事後的に契約内容を変更したと認定することもできないことから、申立人に事後の誤った説明に基づいた請求権が発生するものでもない。
- (4) 上記のとおり、申立人の請求は認められないが、募集人が事後になした説明は、満期時の支払金額を、手書きで「支払保険料+配当金」と記載しており明らかに誤りである。これが故意になされたのか過失に基づくものかは判然としないものの、過失としても極めて初歩的なミスであり、かかる説明によって、申立人の契約継続の適否に関する判断に影響を与えた可能性は否定できない。